

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、「いちき串木野市歓迎接伴基本計画」に基づき、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）において、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）の便宜を図るとともに、本市の観光特産品等の紹介並びに販売を促進するため、大会開催時における売店の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

2 設置場所

実行委員会が定めた場所に設置する。

3 設置期間及び開設時間

設置期間は、各競技会の開催期間内とし、開設時間は、開会行事又は競技開始時刻の1時間前から閉会行事又は競技終了時刻の30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて変更できるものとする。

4 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置は実行委員会が決定する。出店規模は、1ブースあたり約10㎡（2間×3間テントの2分の1）とする。ただし、実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、大会参加者の便宜を図るもの、本市の観光特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、次に掲げる範囲のものとする。

(1) 大会関連グッズ

国民体育大会表彰又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（鹿児島県）の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物

① 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

② 現地調理品

簡易な調理、加工されたもので、あらかじめ営業許可施設等においての下処理されたものを使用し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

6 出店者条件

出店者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 原則として、いちき串木野市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについてはこの限りではない。

① 第70回大会以降の国体に出店実績のあるもの

② 競技団体の推薦があり、実行委員会が認めたもの

③ その他実行委員会が認めたもの

(2) 法令等により許認可を必要とする営業について、当該許認可等を受けていること。

(3) 法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていないこと。

- (4) 申請書提出時点において、市税等の滞納がないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

7 運営設備等

運営設備は、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備については、出店者が準備するものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

なお、火気器具又は燃料等危機物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。（所轄消防署への届出は実行委員会において行う。）

- (1) 1ブースあたり約10㎡（2間×3間テントの2分の1）
- (2) 長机3台以内
- (3) 椅子2脚以内

8 出店申請

出店希望者は実行委員会が定める期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入搬出車両予定表・持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他実行委員会が必要とするもの

9 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があつたときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、申請したものが、次のいずれかに該当するときは、優先して選考することができる。

- (1) 売店品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの

10 出店許可

実行委員会は、出店者として選定したものに対して、売店出店許可証（様式第5号）を発行する。

11 経費負担

第7項に掲げた実行委員会で用意するもの以外の、出店に伴う設置、運営、警備及び撤去等に要する経費は、出店者が負担する。

12 出店料

- (1) 実行委員会から出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに実行委員会に支払うものとし、振込手数料は出店者が負担する。ただし、実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りではない。
- (2) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。

13 管理運営

- (1) 売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

- (2) 出店者は売店責任者を定め、実行委員会に報告しなければならない。なお、売店責任者に変更があったときも同様とする。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、転貸又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは除く。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (7) その他大会運営に支障が生じる恐れのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃及び発生したごみの処理は出店者の責任において行い、環境美化に努めること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両は、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。なお、原則として搬入車両は1出店者につき1台とする。
- (3) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示した時間までに完了させること。
- (4) 服装は清潔で従業員であることが確認できるものを着用すること。
- (5) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (6) 販売品等には、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (7) その他、関係法令等を遵守するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

16 許可の取消し

実行委員会は、出店者が関係法令及びこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合、実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りではない。

17 損害賠償

出店者は、施設等又は第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負うものとする。

18 原状回復

出店者は、出店を許可された競技会終了後速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、実行委員会の確認を受けなければならない。

19 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。